

サービス学会出版委員会 サービス学会学術論文誌規程

(目的)

第一条 本規定は、サービス学会が発行する学術論文誌の出版に際し、必要な事項を定める。

(論文誌を発行する目的)

第二条 学術論文誌の発行を通じて、サービス学会の目的である「サービスに関する広範な知識を体系化することで、様々な産業課題の解決に寄与し、サービスに関わる社会のための学術を構築すること」に貢献する。

(論文誌の種類)

第三条 サービス学会が発行する学術論文誌は、サービソロジー論文誌、Journal of Serviceology の2種類とする。なお、サービソロジー論文誌の英語名称を Japanese Journal of Serviceology とする。

(論文で使用できる言語)

第四条 各論文誌で使用することができる言語は、サービソロジー論文誌では日本語、Journal of Serviceology では英語とする。

(論文カテゴリ)

第五条 各学術論文誌は、原著論文、研究ノートの論文カテゴリからなり、投稿された論文は、このうち1つのカテゴリに割り振られる。ただし、招待論文等はこの限りではない。

(特集号)

第六条 各学術論文誌は、特定の分野の論文で構成した特集号を設けることができる。

(巻号の番号設定)

第七条 論文誌の Vol (巻数) は年ごとに連番となるよう数値を設定する。ただし、年内に出版される論文が無い場合には、当該年度を飛ばし、翌年度が連番となるよう設定する。

2 論文誌の No (号数) は、年ごとに改めて1から振り直す。投稿された論文のうち、特集号以外のものは全て No. 1 の番号を割り当て、No. 2 以降の番号は、特集号ごとに異なる番号を割り当て、連番とする。

(論文のページ数)

第八条 各論文カテゴリに投稿される論文のページ数を次の通り定める。ただし、論文誌編集委員会の承認により、定められたページ数の上限を超えることを認める。

- (1) 原著論文 16 ページ以下
- (2) 研究ノート 6 ページ以下

(論文を審査する組織)

第九条 投稿された全ての原稿は、本学会が設置する論文誌編集委員会が厳正な審査を行い、掲載の可否を決定する。論文誌編集委員会に関する規定については別途定める。

附則

- 1 この規定の変更は理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規定は 2023 年 3 月 3 日より施行する。

2023 年 3 月 3 日 サービス学会理事会制定

2024年2月6日 サービス学会理事会改定